

特別養護老人ホームの今後の整備について

1 概要

墨田区が設置する特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設。以下「特養」という。）等については、これまで、公共施設マネジメント実行計画に基づき、民間移譲を含め、さらなる民間活力の活用について検討してきた。

この度、社会福祉法人賛育会（以下「賛育会」という。）から、旧立花中学校跡地に整備する特養（以下「新特養」という。）について、同法人が運営する、ユニット型を中心とした東京清風園と差別化を図るため、従来型多床室を中心とした特養の整備の提案があり、これを受けて検討・協議を行った結果、以下のとおり特養の今後の方針を定める。

2 これまでの民営化に向けた取組

(1) 指定管理者制度の導入

特養はなみずきホーム（高齢者在宅サービスセンターを含む。）及び特養たちばなホーム（以下「区立2特養等」という。）については、今後の民営化に向けて平成18年度から指定管理者制度を導入している。

(2) 民営化（民間移譲）の検討

指定管理者制度の導入後、区立2特養等について、さらなる民間活力を活用するため、民間移譲の検討を行ったが、比較的小規模な施設であるため、介護報酬等の収入のみでの自主運営は困難であることから、民間移譲の実現には至らなかった。

3 提案を受けての検討及び今後の方針

賛育会の提案を受け、その内容と併せて、区立特養のあり方について、民間移譲も含めて検討を行った。その結果、区立2特養等について、新特養に機能を移転することにより、以下のとおり利用者、区、賛育会にメリットが認められることから、従来型多床室を中心とした新特養を整備するとともに区立2特養等を廃止し、実質的な民間移譲を行うこととする。

(1) 利用者のメリット

現在入所中の方は、全員新しい特養に入所することができ、同一法人（賛育会）が運営する特養で継続したサービスを受けることができる。さらに、病院が併設された新特養に入所することで、医療と介護の一体的なケアを受けることができる。

(2) 区のメリット

ニーズが高い多床室数を確保しつつ、検討課題としていた、区立特養の実質的な民間移譲を達成することで、施設介護サービスの維持・向上を図りな

がら区立特養の運営コストを削減することができる。

(3) 賛育会のメリット

ユニット型が中心である東京清風園との差別化を図り、両施設の機能を整理することにより、入所者のニーズに合わせた施設運営をすることができる。

4 整備後の特養の概要

(1) 廃止する特養（合計108床）

ア はなみずきホーム：従来型多床室 52床

イ たちばなホーム：従来型多床室 40床 従来型個室 16床

(2) 新たに整備する特養（合計180床）

従来型多床室 120床 従来型個室 30床 ユニット型 30床

5 区による補助金の支出

上記の検討内容のとおり、賛育会が従来型多床室を中心とした特養を整備することは、利用者にとってメリットがあるとともに、区としても行政課題の解決に資することから、従来型多床室を中心とすることにより減少する東京都の補助金相当分約6億円を含めた約11.3億円を区が補助する。